

# 高知県公報

発 行 高 知 県  
高 知 市 丸 ノ 内  
一 丁 目 2 番 20 号  
発 行 日  
毎 週 2 回  
(火 曜 日 ・ 金 曜 日)

## 目 次

規 則	ペ ー ジ
◎高知県会計事務集中処理規則	1
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	2
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	3
◎高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	4
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	4

## 規 則

高知県会計事務集中処理規則をここに公布する。  
平成19年9月29日

高知県知事 橋本 大二郎

### 高知県規則第110号

#### 高知県会計事務集中処理規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、高知県会計事務集中管理特別会計（以下「特別会計」という。）において取り扱う報酬、賃金、公共料金等の経費に係る会計事務の集中処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象所属)

**第2条** 次条の規定により集中処理する事務に係る対象所属（以下「対象所属」という。）は、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第2条第1号に規定する課（警察本部を除く。以下同じ。）及び同条第2号に規定する出先機関（県外事務所、学校及び警察署を除く。以下同じ。）とする。

(事務の範囲)

**第3条** 次に掲げる事務は、会計管理局総務事務センター（以下「センター」という。）において集中処理するものとする。ただし、特別の理由により特別会計で取り扱うことが困難又は適当でないとき会計管理局総務事務センター課長（以下「センター課長」という。）が認めるものは、この限りでない。

- 非常勤職員に係る報酬、社会保険料、労働保険料及び退職記念品料の支払に関する事務並びに源泉徴収に関する事務
- 臨時的任用職員に係る賃金、社会保険料、労働保険料及び健康診断委託料の支払に関する事務並びに源泉徴収に関する事務
- 電気料、水道料及びガス料金の支払に関する事務

- 複写機の複写サービスに係る料金及びファクシミリ装置の借上げに係る料金の支払に関する事務
- 新聞購読料の支払に関する事務
- 法規追録代の支払に関する事務
- 定期刊行物購読料の支払に関する事務
- 燃料代（センターが配布した燃料チケットにより給油したものに限る。）の支払に関する事務
- 対象所属に設置している電話機器に係る電話料金のうち、高知県庁本庁舎内の交換機を通したものの支払に関する事務
- 総務部管財課が指定する電話番号によりファクシミリ装置を用いて依頼した電報料金及び同課が指定する登録IDによりDメールで発信された電報料金の支払に関する事務
- 対象所属に設置している電話機器に係る電話料金のうち、集中化している電話回線に係るものの支払に関する事務
- 後納郵便料金の支払に関する事務
- NHK（日本放送協会）受信料の支払に関する事務
- 前各号に掲げるもののほか、センター課長が集中処理する必要があると認めるものの支払に関する事務（経費支出何の作成等）

**第4条** 前条各号に掲げる事務については、課又は出先機関の長が共通経費管理システムにより経費支出何を作成し、決裁の上、速やかに共通経費管理システムにより決裁済送信をしなければならない。

2 前項の規定により決裁済送信をした後において、その内容に変更があったときは、課又は出先機関の長は、共通経費管理システムにより当該変更後の経費支出何を作成し、決裁の上、速やかに共通経費管理システムにより決裁済送信をしなければならない。  
(検認)

**第5条** センター課長は、債権者からの請求書に基づき、速やかに共通経費管理システムにより当該対象所属に検認の依頼をしなければならない。ただし、非常勤職員に係る退職記念品料及びNHK（日本放送協会）受信料については、この限りでない。

2 課又は出先機関の長は、前項の規定によりセンター課長から検認の依頼があったときは、センター課長の指示する期日までに共通経費管理システムにより検認の登録をするものとし、当該請求書その他の書類への検認の表示は、省略するものとする。  
(勤務状況の報告)

**第6条** 課又は出先機関の長は、センター課長から非常勤職員又は臨時的任用職員の勤務状況について報告の依頼があったときは、センター課長の指示する期日までに臨時・非常勤職員システム又はセンター課長が指定する様式により当該勤務状況の報

告をしなければならない。  
(支出命令及び関係書類の保管)

**第7条** センター課長は、第5条第2項の規定による検認の登録又は前条の規定による勤務状況の報告があったときは、その内容を確認した上、高知県会計規則第46条の規定による支出命令をしなければならない。この場合において、支出負担行為決議書兼支出命令書には、請求書、支出調書その他支出の内容を示す関係書類を添付し、センター課長が当該支出負担行為決議書兼支出命令書等を保管しなければならない。

2 前項の支出負担行為決議書兼支出命令書に係る契約書、請書、見積書その他関係書類は、課又は出先機関の長がこれらを保管しなければならない。  
(特別会計への払込み)

**第8条** センター課長は、支払を完了したときは、高知県会計規則第73条第1項の振替要求書により、当該支払に要した経費について課又は出先機関の長に請求しなければならない。

2 課又は出先機関の長は、前項の規定によるセンター課長からの振替要求書に基づき、支出負担行為決議書兼支出命令書を作成し、振替事務をしなければならない。  
(帳票の保存)

**第9条** 課又は出先機関の長及びセンター課長は、別表に定めるところにより、共通経費管理システム及び臨時・非常勤職員システムにより出力した帳票を保存しなければならない。  
(委任)

**第10条** この規則に定めるもののほか、報酬、賃金、公共料金等の経費に係る会計事務の集中処理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の規定は、非常勤職員に係る報酬及び臨時的任用職員に係る賃金にあっては平成19年10月分の支払から、その他の経費にあってはこの規則の施行の日以後にセンターが請求書を受理したもののから適用する。

## 別表(第9条関係)

システム名	帳票名	保存期間
共通経費管理システム	経費登録送信確認書	5年
	検認依頼登録書	5年
	検認依頼取込み結果一覧表	1年
	支払引継ぎ書	5年
	給与費等振替内容入力確認書	5年
	振替収入内訳書	5年
臨時・非常勤職員システム	雇用計画書	5年
	雇用計画送信確認書	5年
	雇用伺決裁確認書	5年
	勤務状況報告書	5年
	勤務状況報告送信確認書	5年
	臨時的任用職員賃金支給調書兼領収書	5年
	臨時的任用職員賃金支給調書	5年
	臨時的任用職員賃金精算調書	5年
	非常勤職員報酬支給調書兼領収書	5年
	非常勤職員報酬支給調書	5年
	非常勤職員報酬精算調書	5年
	所得税徴収高計算書	5年
	社会保険料支払調書	5年

備考 1 保存期間は、当該帳票に係る支出の属する会計年度の翌会計年度の6月1日から起算するものとする。

2 この表の規定にかかわらず、取消しに係る帳票の保存期限は、当該帳票に係る支出の属する会計年度についての会計検査及び監査が終了するまでとする。

~~~~~  
高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年9月29日

高知県知事 橋本 大二郎

## 高知県規則第111号

## 高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第121条の2第2号中「に係る物品の購入、保管及び出納」を削り、同条第4号を次のように改める。

(4) 給与等集中処理特別会計に関すること。

第121条の2に次の2号を加える。

(5) 会計事務集中管理特別会計に関すること。

(6) 総務事務集中化システムの運用管理に関すること。

## 附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

~~~~~

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年9月29日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第112号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第3の13の(2)の表1の(2)の項中「並びに旅費」を削り、「及び高知県用品等調達特別会計」を「、高知県用品等調達特別会計及び高知県会計事務集中管理特別会計に係るもの並びに一般会計に係るものうち総務事務センターにおいて支出負担行為を決議したもの」に改め、同表の13の(2)の表1の(5)の項を同表の13の(2)の表1の(6)の項とし、同表の13の(2)の表1の(4)の項中「高知県給与等集中管理特別会計」を「高知県給与等集中管理特別会計及び高知県会計事務集中管理特別会計」に改め、同項を同表の13の(2)の表1の(5)の項とし、同表の13の(2)の表1の(3)の項中「(2)」を「(2)及び(3)」に、「及び高知県用品等調達特別会計」を「、高知県用品等調達特別会計及び高知県会計事務集中管理特別会計に係るもの並びに一般会計に係るものうち総務事務センターにおいて支出負担行為を決議したもの」に改め、同項を同表の13の(2)の表1の(4)の項とし、同表の13の(2)の表1の(2)の項の次に次のように加える。

(3) 旅費の支出の決定（規則第48条第1項）	ア 1件1,000万円以上のもの		○						
	イ 1件1,000万円未満のもの			○					課室長が適当と認めるものについては、課室長補佐等又は当該事項を担当するチーフが専決する。

別表第3の13の(2)の表2の項中「及び高知県用品等調達特別会計」を「、高知県用品等調達特別会計及び高知県会計事務集中管理特別会計に係るもの並びに一般会計に係るものうち総務事務センターにおいて支出負担行為を決議したもの（旅費を除く。）」に改め、同表の13の(3)の上表に次のように加える。

5 高知県会計事務集中処理規則（平成19年高知県規則第110号）	高知県会計事務集中管理特別会計に係る経費支出向に関すること。（高知県会計事務集中処理規則第4条）					○			
----------------------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--

号) に関する事務									
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の13の(3)の下表1の(2)の項中「に係る」を「、高知県用品等調達特別会計及び高知県会計事務集中管理特別会計に係るもの並びに一般会計に係るものうち総務事務センターにおいて支出負担行為を決議したもの（旅費を除く。）」に改め、同表の13の(3)の下表1の(3)の項を次のように改める。

(3) 高知県給与等集中管理特別会計及び高知県会計事務集中管理特別会計に係る歳入歳出外現金（所得税及び地方税に係るものを含む。）の受入れ及び払出しの通知の受理（規則第68条第1項）	ア 1件1,000万円以上のもの		○						
	イ 1件1,000万円未満のもの			○					課室長が適当と認めるものについては、課室長補佐等又は当該事項を担当するチーフが専決する。

別表第3の13の(3)の下表2の項中「及び高知県用品等調達特別会計」を「、高知県用品等調達特別会計及び高知県会計事務集中管理特別会計に係るもの並びに一般会計に係るものうち総務事務センターにおいて支出負担行為を決議したもの（旅費を除く。）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に決裁を受ける途中にある事務の処理については、なお従前の例による。

高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月29日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第113号

高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立都市公園条例施行規則（平成17年高知県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

5 条例別表第6の知事が特別の理由があると認めて規則で定める利用料は条例別表第5に規定する土佐西南大規模公園のオートキャンプ場の宿泊利用の利用料とし、当該規則で定める条件は1月4日から2月末日まで及び10月1日から12月28日までの期間内に利用する場合（1月3日から同月4日まで及び9月30日から10月1日までの宿泊利用の場合を含まないものとし、当該期間内の土曜日から日曜日まで及び日曜日から月曜日までの宿泊利用（2月末日又は12月28日が土曜日又は日曜日であるときの2月末日又は12月28日からその翌日までの宿泊利用を含む。）の場合を除く。）とし、減免する額について当該規則で定める額は当該利用料の額の2割に相当する額とする。

第7条第1項ただし書中「並びに前条第4項」を「、前条第4項」に、「利用する者」を「利用する者並びに同条第5項の規定により利用料の減額を受ける者」に改める。

第11条第3項中「土木部都市計画課」を「高知県土木部公園下水道課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月29日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第114号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第47条ただし書中「高知県旅費集中管理特別会計」を「次に掲げる特別会計」に、「会計管理者」を「会計管理者及び出納員」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 高知県給与等集中管理特別会計
- (2) 高知県用品等調達特別会計
- (3) 高知県旅費集中管理特別会計
- (4) 高知県会計事務集中管理特別会計

第54条第1項第22号中「郵便局」を「ゆうちょ銀行」に改める。

第57条第6項及び第58条第7項中「又は郵便局」を削る。  
別表第3の(11)の項中「用品等調達特別会計」を「高知県用品等調達特別会計」に改め、同表の(14)の項中

「イ 契約予定金額が30万円以下の場合」を

「イ 契約予定金額が30万円以下の場合  
ウ 高知県会計事務集中管理特別会計に係るものである場合」

に改め、同表の(21)の項中「しようとするとき」を「しようとするとき。ただし、高知県高等学校等奨学金を支出する場合にあっては、支出を決定しようとするときとすることができる」に改める。

別表第5中

保証金	入札保証金	
	契約保証金	
	公売保証金	
	その他の保証金	

を

保証金	入札保証金	
	契約保証金	
	公売保証金	
	県営住宅駐車場保証金	
	その他の保証金	

に、

一時保管金	受託徴収金	
	公売代金	
	差押債権受入金	
	差押現金	

を

一時保管金	受託徴収金	
	公売代金	
	差押債権受入金	
	差押現金	
	交付要求受入金	
	放置違反金	
	その他の保管金	

に改める。

別記第11号様式裏面及び別記第11号様式の2の裏面中「、高知県信連」を「及び高知県信連」に、「、信用組合広島商銀」を「及び信用組合広島商銀」に、「、高知はた農協」を「及び高知はた農協」に、「日本郵政公社四国支社管内の」を「四国内のゆうちょ銀行及び」に改める。

別記第33号様式中

「

上記の金額を領収しました。」

を

「支出命令者

」

上記の金額を領収しました。」  
に改め、同様式裏面中「、高知県信連」を「及び高知県信連」に、「、信用組合広島商銀」を「及び信用組合広島商銀」に、「、高知はた農協」を「及び高知はた農協」に、「日本郵政公社四国支社管内の」を「四国内のゆうちょ銀行及び」に改める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県会計規則別記様式は、この規則による改正後の高知県会計規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。